

# 業務請負契約書

## 1 請負業務名

「YouTuber を活用したソーシャルコマース事業」実施業務委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

## 3 契約金額

金1,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

上記の業務について、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「甲」という）及び〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、次の条項により業務請負契約を締結する。

### （総則）

#### 第1条

- 乙は、別紙「仕様見積書」及び「委託仕様書」（以下「仕様書」という）に基づき、頭書の請負業務（以下「業務」という。）を頭書の履行期間内に完了し、成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、頭書の契約金額を乙に支払うものとする。
- 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。
- 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 第2条（役務の提供等の完了確認）

- 甲は、乙より役務の提供等の完了報告を受けた後、直ちにその役務の提供等が完了していることを確認するものとする。
- 乙は、業務の内容が仕様書と著しく異なるときは、甲の指定する期間内に甲の指示により補正しなければならない。
- 前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

#### 第3条（所有権の移転）

この契約に基づき制作した動画、写真その他のコンテンツに関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商標権、肖像権、その他一切の知的財産権は、SNS、YouTube その他これに類する配信プラットフォームのチャンネル所有者に帰属するものとする。

#### 第4条（決済）

1. 甲は、月末日までに引渡しを受けた目的物の代金を、翌月末日（金融機関が休業日の場合は前営業日）までに乙指定の銀行口座に振込みにて支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
2. 甲は、この契約に基づき乙に対して負担する金銭債務の支払を遅延した場合には、年5%の遅延損害金を乙に支払うものとする。

#### 第5条（機密保持）

1. 甲及び乙は、この契約に関連して知り得た相手方の政策、個人情報、その他の情報（以下「機密情報等」という。）を漏洩してはならず、また、これらの情報を適切に管理し、この契約の履行の目的以外に使用してはならないものとする。
2. 甲及び乙は、この契約の履行に必要な場合、相手方の事前の承諾により、機密情報等を第三者に開示し提供することができる。この場合、当該情報を第三者に開示し提供した当事者（以下「情報開示当事者」という。）は、当該情報につき、当該第三者に本契約と同じ義務を負わせるものとするとともに、当該第三者による契約の違反は、当該情報開示当事者による違反とみなす。
3. 以下の各号のいずれかに該当する情報については、甲及び乙は前項の義務を負わないものとする。
  - (1) 情報の開示の時点で、すでに公知である情報
  - (2) 情報の開示の後、情報の開示を受けた当事者の責に帰すべき事由によらず、公知となった情報
  - (3) 情報の開示の以前から、情報の開示を受けた当事者が適法に所持していた情報
  - (4) 情報の開示の後、情報の開示を受けた当事者が、第三者より機密保持義務を負わず適法に入手した情報

#### 第6条（権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、書面による相手方の承認がなければ、この契約に基づく自身の権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

#### 第7条（解除）

甲及び乙は、相手方が以下の各号の一に該当する場合、この契約の全部又は一部を何らの催告なく直ちに解除することができるものとする。

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項に違反した場合、相手方に対して違反の是正を書面により申し入れ、その後30日を経過するもなお是正されない場合は、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、相手方に対して何等の催告なし

にこの契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は滞納処分、保全差押を受け、若しくはこれらの申立、処分を受けるおそれのある事由が生じたとき
- (2) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から不渡り処分若しくは取引停止手形処分を受けたとき
- (3) 破産、再生手続開始、更生手続開始、私的整理手続開始、特別清算の申し立てがあったとき
- (4) 営業の停止又は解散
- (5) その他資産、信用状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (6) 相手方が自らの信用を著しく毀損したとき
- (7) その他上記各号に準ずる事由が発生したとき

#### 第8条（損害賠償）

甲又は乙は、相手方がこの契約の各条項に違反した場合、若しくは前条に基づき契約を解除した場合には、これによって被った損害の賠償を相手方に請求することができる。

#### 第9条（キャンセル規定）

著しい経済情勢の変動、新型コロナウイルス感染症の流行等により、本事業の一部又は全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を甲が乙に支払うべき額とする。

#### 第10条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来において、以下各号を表明し保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- (2) 甲又は乙が、法人の場合、その株主（証券取引所に上場している当事者においては、経営又は事業に実質的な影響力を有する者に限る。）、役員その他実質的に法人の全部又は一部を支配する者が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い（証券取引所に上場している当事者においては経営又は事業に実質的な影響力を有することをもってなされるものに限る。）又は事業を実質的に援助していないこと
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条1

号に規定する暴力的不法行為等、又は同9条各号に定める、いわゆる暴力的要求行為を行わないこと

#### 第11条（協議事項）

この契約に定めのない事項及び本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定する。

#### 第12条（管轄裁判所）

この契約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（残存条項）

甲及び乙は、この契約が終了した場合においても、下記条項については有効に存続することを確認する。

第3条（所有権の移転）

第5条（機密保持）

第6条（権利義務の譲渡等）

第8条（損害賠償）

第12条（管轄裁判所）

第13条（残存条項）

上記の証として本書2通を作成し、甲及び乙各記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：新潟県新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9F  
公益財団法人にいがた産業創造機構  
理事長 花 角 英 世

乙：